

受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務

2. 委託業務の目的

令和2年4月1日に改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策が強化されているが、国民の認知度・理解度は高い状況とは言えず、普及啓発が課題となっている。また、本県においては全体の喫煙率は年々減少しているものの、妊娠中の喫煙や子どもの受動喫煙が課題となっている。

本県は子どもをたばこの煙から守ることをテーマに受動喫煙対策を進めているところであり、健康に関心な層も含めたより多くの県民に対し喫煙と健康に関する正しい知識を普及し、望まない受動喫煙を起こさせない環境づくりを進めるために、SNSを活用した情報発信を行う。

3. 契約期間

委託契約締結の日から令和8年(2026年)3月31日

4. 委託業務の内容

受託者は(1)の情報を届けるための創意工夫をして(2)の業務を行う。

健康に関心な層も含めたより多くの県民に情報が届くよう、興味関心を引く内容や投稿・広告配信を行う。

なお、それぞれの投稿に対してリーチ等の計測、分析を行うこと。

また、他者を批判する内容にはならないよう、投稿前に県と契約者で内容確認を行うこと。

(1)広報内容

【大きいテーマ】

○受動喫煙をなくし、健康に過ごす環境を整えよう

- ・全県民へ：たばこの煙が及ぼす健康影響を知ろう・望まない受動喫煙をなくそう
- ・喫煙している方へ：ルールを守り、受動喫煙を防ごう

【詳細テーマ一覧】

テーマ	特に視聴させたい層
①屋外の受動喫煙をなくすために	喫煙者
②受動喫煙の健康影響	喫煙者

③受動喫煙を防ぐルール ～標識を見て喫煙可能か確認～	施設管理者
④受動喫煙を防ぐルール ～20歳未満は喫煙エリアに立入禁止～	保護者 施設管理者

【詳細テーマ】

- ① 屋外の受動喫煙をなくすために【アニメーション動画 15 秒】

≪屋外で喫煙する場合も、周囲の状況に配慮をお願いします≫

 - ・健康増進法では屋外については特に禁煙などの措置を定めていない（第一種施設を除く）が、喫煙時の配慮義務が定められている。
 - ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮する。
 - ・子どもや妊婦の方等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では喫煙を控える。
- ② 受動喫煙の健康影響【静止画 1 ～ 3 枚】

≪たばこは吸う人だけでなく、周りの人の健康にも影響があります≫

 - ・たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタール等多くの有害物質が含まれている。
 - ・受動喫煙は、妊婦や胎児、子どもの健康に悪影響を及ぼします。
 - ・受動喫煙との関連が「確実」と判定された肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）について、日本で年間約 1 万 5 千人が死亡している。
- ③ 受動喫煙を防ぐルール～標識を見て喫煙可能か確認～【静止画 1 ～ 3 枚】

≪喫煙可能な施設には、指定された標識の掲示が義務付けられています≫

 - ・喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室設置店、喫煙可能店および喫煙目的施設には標識が掲示されている。
 - ・施設管理者は施設に応じた適切な標識を掲示する義務がある。
 - ・非喫煙者が毎日受動喫煙の機会を有する割合は、家庭 3.9%、勤務場所 1.8%、飲食店は 0.1%。（R 4 滋賀の健康・栄養マップ調査）
- ④ 受動喫煙を防ぐルール～20歳未満は喫煙エリアに立入禁止～【静止画 1 ～ 3 枚】

≪子どもを喫煙室へ入れない≫

 - ・喫煙目的でなくても子どもを連れて喫煙室に入ることはできない。
 - ・喫煙施設でないか、大人が標識を見て確認。
 - ・たとえ従業員であっても立ち入らせることはできない。

(2)業務内容

業務内容は①～③の3業務。

※業務①②の実施期間について

開始時期:委託契約締結日から2か月以内に開始

広告配信終了期限:令和8年2月13日

期間中に情報発信・広告配信を行う。

①SNSによる情報発信（投稿用静止画・動画の制作および投稿）

(1)の広報内容のテーマに基づき、投稿用静止画・動画を制作して、県（健康しが推進課）が保有するInstagram・Facebook および YouTube アカウントから情報発信を行う。

◆Instagram(健康しが@kenkoshiga)・Facebook(健康しが@kenkoshiga)

テーマに関する静止画(写真／イラスト)や動画(実写／動画)の制作および・投稿

※動画は15秒程度の長さを想定

※投稿テキストの作成も含めます。

◆YouTube(「健康しが」公式チャンネル@kenkoshiga-official)

Instagram・Facebook 用に制作した動画を投稿する。

※YouTube への投稿作業は県が行う。

【投稿回数、投稿の形態について】

対象者にむけて効果的・効率的に発信されるよう、受託者の提案を受けて投稿回数形態を決定する。

○投稿回数の目標 各テーマ1回以上

○投稿形態の選択

テーマ①:アニメーション動画

テーマ②:静止画(写真・イラスト)

テーマ③:静止画(写真・イラスト)

テーマ④:静止画(写真・イラスト)

②SNSでの広告配信

SNSで広告を配信し、情報発信を行う。

【広告配信設定について】

健康づくりに無関心な層も含めた県民に向けて効果的・効率的に発信されるよう、受託者の提案を受けて広告配信を行う SNS、広告コンテンツおよび広告配信設定(形態・回数・対象者・配信期間等)を決定する。

○広告配信を行う SNS の選択

Instagram／Facebook／YouTube

○広告配信設定

形態：静止画／アニメーション動画から受託者の提案による

回数：目標は各テーマ1回以上とし、受託者の提案による

対象者：受託者との相談による（基本は20歳以上の滋賀県在住の男女を想定）

配信期間・費用：受託者の提案による

③ SNSによって発信した情報の拡散状況測定・分析

本事業において発信した情報の拡散状況（表示回数や閲覧数、閲覧層等）を測定・分析し報告する。

5. 実績報告および成果物

(1) 県は、受託者に対して、年度途中において、事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。

(2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子ファイルを成果物として、最後の投稿または広告配信終了から1か月後または令和8年2月末日までに県が指定する方法（大容量ファイル転送システム等）により提出すること。

提出データ：①SNS 投稿用に制作した画像データ（PDF）

②SNS 投稿用に制作した動画データ（mp4）

③測定分析報告書データ（PDF）

④業務実績報告書（紙媒体および PDF データ）

※提出データ①②については事業終了後、加工利用不可としたうえで、県のたばこ対策に係る事業で活用する。

6. 実績報告等の納入場所

滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課健康づくり係（大津市京町四丁目1番1号）

7. 業務の実施について

(1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。

(2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。

(3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する方法・場所で県と打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。（第1回目は必ず対面での打ち合わせとする。）

8. その他

本業務については次のとおり実施すること。

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は事業終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる（以下「第三者への委託」という。）ことができる。また、責任者の第三者への委託は認めない。なお、第三者への委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、委託先の第三者に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。